

商工会ニュース 10月

業務改善助成金 **拡充**のご案内について

■業務改善助成金制度って何？

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

↓その制度が次のように拡充されます

支給の要件

- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。
- ② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。
※ 単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輻など、社会通念上当然に必要となる経費は対象外となります。
- ※ 引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。
- ③ 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額を下回る場合は、①の賃金引上げは、その発効日の前日までに行うこと。賃金引上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、前頁の表及び上の表に定められた額以上の引上げを行うこと。

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 ^(※1) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ^(※1))	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上	(※1)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	1/2 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場
事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
90円以上	7/10 ^(※1) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ^(※1))	150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上	(※1)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	200万円	

詳しくは▶▶▶

最低賃金 相談

検索

問合せ：商工会【長岡・伊藤】

ひがしいずも クイズラリーの実施について

■実施期間 平成28年10月1日(土)～11月30日(水)

■設置場所 ①陣幕久五郎像 ②河童橋
③佐藤忠次郎像 ④日一ツ石
⑤黄泉比良坂 ⑥岩藤の岫水

■賞品(抽選) ☆横綱陣幕賞(1本)
☆忠次郎賞(16本)
☆女寅賞(3本)

東出雲町内の6箇所(上記参照)にクイズを設置しています。クイズは全て三択ですので、正解と思うものについて、参加用紙に○印を付けてください。

↓↓参加用紙はこちらから

東出雲 観光&物産情報

検索

親睦ボウリング大会のご案内

毎年恒例の商工会親睦ボウリング大会を下記のとおり開催いたします。奮ってご参加下さい。

■日時 11/22(火) 18:30～

■会場 しんじ湖ボウル

(松江市乃木福富町329)

■参加料 1,000円/1人 ※靴代含む

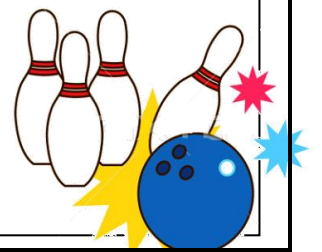
■参加資格 商工会員、会員事務所に勤務する役員・従業員

■締切 11/10(木)まで

※同封の

参加申込書にて

お申し込みください



商工会ニュースをご利用下さい

企業PR（折込みのご案内）

毎月会員の皆様にお届けする商工会ニュースと一緒に、会社のPR・イベント案内やお得な情報などのチラシ折込みを行っています。

毎月**20日まで**に、折込むチラシを**350部**お持ち下さい。

なお折込み費用は無料ですが、必要部数のチラシは用意していただきます。その際、商工会の印刷機（モノクロのみ）を実費で使われても結構です。

（印刷費：1枚5円（片面・モノクロ）※両面印刷の場合、裏面は2円 ※用紙持ち込みの場合は表面・裏面いずれも2円）

チラシは**A4サイズ**
でお願いします



問合せ：商工会【福田】

お知らせ・イベント情報等は当会のホームページをご覧ください

東出雲町商工会

検索



「確かな未来」が会社を変える。



「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

- ① 国の制度だから安全・安心！
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理！
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク！
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

経営者のための退職金制度です！

小規模企業共済

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）

または会社等の役員の方が廃業や

退職後の生活資金、事業再建資金を

あらかじめ準備しておく共済制度です。

おかげさまで、今年50周年を迎えました。



制度の特長

① 全国**125万人**が加入

昭和40年に発足した実績ある制度で、現在は全国の経営者約125万人が加入しています。（H27.3末現在）

② 掛金は**全額所得控除**

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

③ 受取時も**税制メリット**

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください



TEL:050-5541-7171
(共済相談室)

小規模企業共済

検索

www.smrj.go.jp/skyosai

